

蔵王町

第2期障害福祉計画

平成21年3月

蔵王町

第1章 基本的事項

1	計画策定の趣旨及び法令の根拠	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の基本理念	2
5	計画策定における留意点	3
6	障害のある人の現状	4
7	障害程度区分と支給決定の状況及び受給者証の所持者数	6

第2章 平成23年度の目標値の設定

1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	7
2	入院中の精神障害のある人の地域生活への移行	7
3	福祉施設から一般就労への移行	8

第3章 障害福祉サービス及び指定相談支援の見込量及び見込量確保のための方策について

1	訪問系サービス	9
2	日中活動系サービス	10
3	居宅系サービス	15
4	指定相談支援	16

第4章 地域生活支援事業の見込量及び見込量確保のための方策について

1	相談支援事業	18
2	コミュニケーション事業	19
3	日常生活用具給付等事業	19
4	移動支援事業	20
5	地域活動支援センター	20
6	更生訓練費給付事業	21
7	日中一時支援事業	21

第5章 計画の推進にあたって

1	計画の周知	23
2	県、広域圏との連携	23
3	庁内の連携体制	23
4	地域での障害者理解を深めるための啓発と地域の力の活用	23
5	計画の評価・点検	23

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨及び法令の根拠

障害者自立支援法は、障害のある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害のある人の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

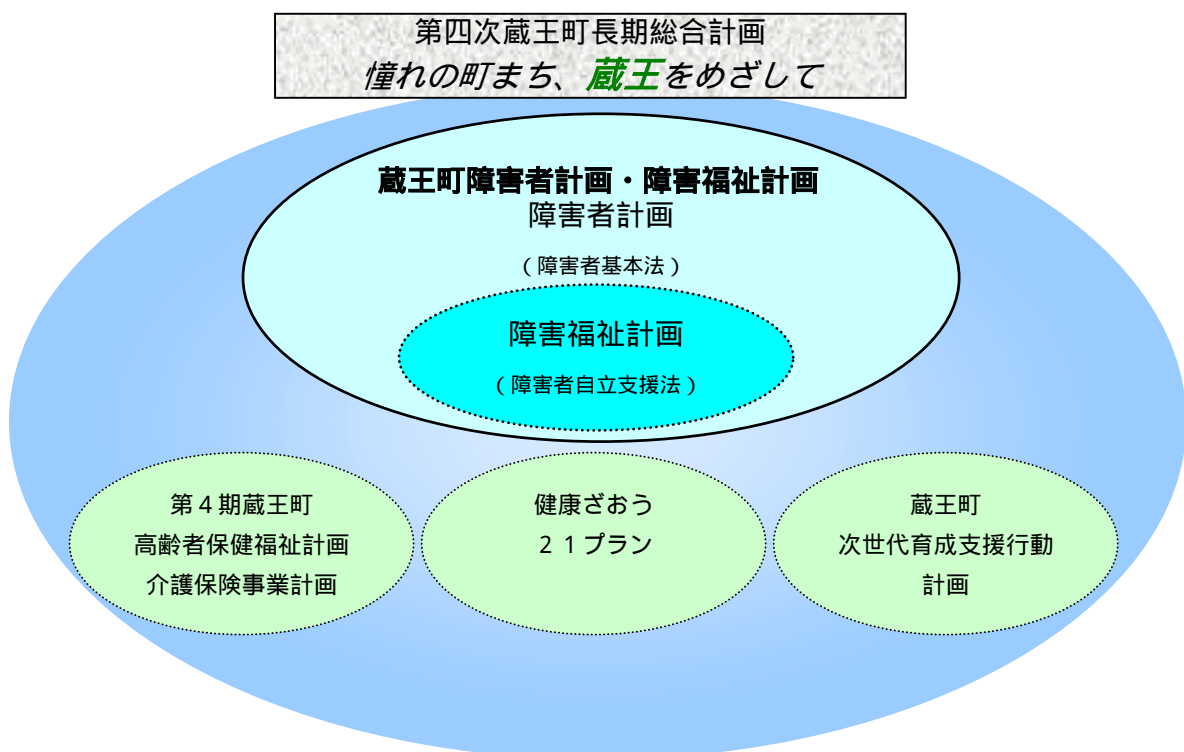
蔵王町障害福祉計画は、障害者自立支援法の目的を踏まえ、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

2 計画の位置づけ

蔵王町においては、障害者基本法第9条第3項に基づき、障害のある人のための施策に関する基本的な計画「蔵王町障害者計画」を平成19年3月に策定しました。

「蔵王町障害福祉計画」は、「蔵王町障害者計画」に搭載されている施策を推進するための具体的な数値やサービス等の提供に関する体制づくりを示す実施計画として位置づけられています。

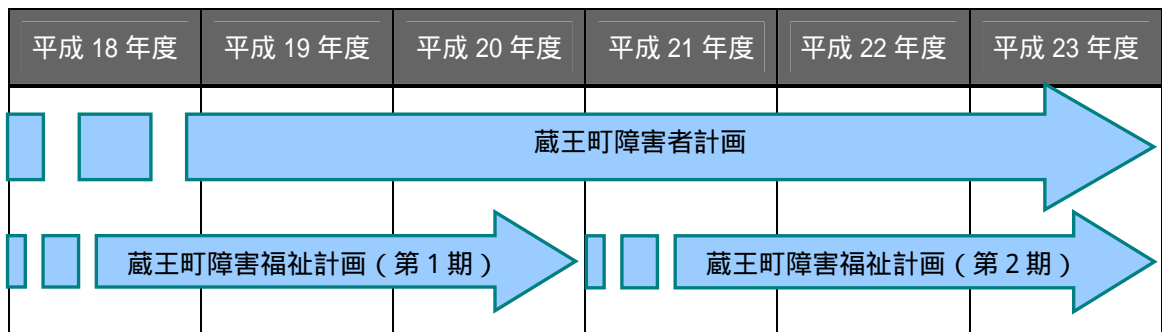
【蔵王町障害者計画・障害福祉計画の位置づけ】



3 計画の期間

障害者福祉計画は、3カ年を第1期として作成することとされており、平成19年3月に平成18年度から平成20年度を期間とする第1期障害福祉計画を策定し、目標の達成に向けて計画の効果的な推進に努めてまいりました。

第2期計画は、平成21年度から平成23年度までの3カ年とし、国から示された基本指針及び第1期計画の進捗状況等を踏まえ策定するものです。



4 計画の基本理念

この計画では、蔵王町障害者計画で掲げている「障害のある人が社会の一員として、住み慣れた地域で自立し、誇りをもって生活できる蔵王町」を基本方針とし、次の3つの事項に配慮し計画を策定します。



社会の一員として生きることができるよう

障害の有無、種別、程度に関係なく、同じ町民として当たり前のことは当たり前のこととした生活ができる町にします。

住み慣れた地域で自立して生きることができるよう

障害の有無、種別、程度に関係なく、自分らしい生活を、自ら選択し、自ら決定し生活できる町にします。

誇りをもって生きることができるよう

障害の有無、種別、程度に関係なく、自らの生活に自信を持って過ごすことができる町にします。

5 計画策定における留意点

第2期障害福祉計画の策定に当たっては、第1期障害福祉計画の数値目標を基本的に変更しないことと示されておりますが、現状把握・分析に基づいて適宜修正するとともに、障害のある人のニーズに対応したサービス量を見込むことが必要です。

さらに、第1期計画からの計画内容の主な留意点としては、宮城県障害福祉計画に係わる部分も含め、次のように項目が示されており、策定にあたって留意するものとします。

障害保健福祉圏域単位を標準としたサービス基盤整備の促進等に関する事項

障害のある人の地域移行等に対する取り組みが立ち後れている市町村においては、障害保健福祉圏域単位を標準として、サービス供給体制の見通しを明らかにするとともに、基盤整備等を行うことが必要。とともに、当該サービスに必要となる事業所にかかる整備計画を策定する。

障害のある人の地域生活への移行の一層の促進に関する事項

「精神障害者地域移行支援特別対策事業」での取り組みを障害福祉計画上位位置づけること等により、精神障害のある人の地域生活への移行を促進する。

相談支援体制の充実・強化に関する事項

相談支援体制の充実・強化を図るため、地域自立支援協議会の具体的な機能や在り方について、障害福祉計画において明確化する。

一般就労への移行支援の強化に関する事項

障害のある人の一般就労への移行を一層促進するため、障害のある人に対して、一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図るとともに、一般就労への円滑な移行のため、工賃倍増5か年計画等を障害福祉計画において明確化する。

虐待防止に対する取り組みの強化に関する事項

虐待防止に関する取り組みを一層強化する必要がある。

サービス見込量に対する考え方を見直しに関する事項

サービス見込量については、過去の実績から機械的に見込むのではなく、障害のある人のニーズやその動向を踏まえて見込む必要がある。

地域生活支援事業に関する事項

必須事業の未実施市町村の事業化へ向けた計画等を障害福祉計画において明確化する。

6 障害のある人の現状

身体障害のある人の状況

身体障害のある人（身体障害者手帳所持者数）は、平成 20 年 3 月 31 日現在、575 人となっています。平成 15 年度と比較すると 59 人の増加で、この間、年平均 15 人近くの増加傾向が続いています。

障害別では、「肢体不自由」が 321 人と最も多く、全体の 55.8%を占めます。次いで「内部障害」（心臓障害、じん臓障害、呼吸器障害、ぼうこう・直腸、小腸障害など）が 149 人で全体の 25.9%を占めます。このほか、「聴覚・平衡機能障害」が 53 人、「視覚障害」が 41 人、「音性・言語・そしゃく機能障害」が 11 人という状況です。

等級別の構成では、「1 級」が 148 人、「2 級」が 98 人で、1・2 級の重度障害のある人の割合は、全体の 42.8%となっております。

知的障害のある人の状況

知的障害のある人（療育手帳所持者数）は、平成 20 年 3 月 31 日現在で、121 人となっています。平成 15 年度と比較すると、53 人の増加となります。

障害等級別の構成では、「A」が 56 人、「B」が 65 人となっています。構成割合では、「A」が約 46%、「B」が約 54%と、平成 15 年度からほぼ同程度で推移している状況です。

精神障害のある人の状況

精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳所持者数）は、平成 20 年 3 月 31 日現在で 32 人となっています。平成 15 年度と比較すると同数で推移しております。

障害等級別では、平成 20 年 3 月 31 日現在で、「1 級」が 9 人、「2 級」が 20 人、「3 級」が 3 人の状況となっています。

また、自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移では、平成 15 年度の 69 人に比べ、平成 16 年度では 145 人と 76 人が一時的に増加しましたが、平成 17 年度以降は約 110 人程度で推移している状況です。

障害別内訳（手帳所持者数） (人)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
身 体	5 1 6	5 4 7	5 5 9	5 5 9	5 7 5
知 的	6 8	7 6	1 1 1	1 2 0	1 2 1
精 神	3 2	3 8	3 8	3 4	3 2
合 計	6 1 6	6 6 1	7 0 8	7 1 3	7 2 8

(各年度末現在)

身体障害のある人（障害種別） (人)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
視 覚	3 9	4 0	3 5	3 9	4 1
聴覚・平衡	5 3	6 0	5 8	5 4	5 3
音性・言語	6	6	4	1 0	1 1
肢体不自由	2 9 1	3 0 7	3 1 3	3 0 6	3 2 1
内 部	1 2 7	1 3 4	1 4 9	1 5 0	1 4 9
合 計	5 1 6	5 4 7	5 5 9	5 5 9	5 7 5

(各年度末現在)

身体障害のある人（等級別） (人)

	視覚障害	聴覚・平衡	音性・言語	肢体不自由	内部障害	計
1 級	1 4	1	3	4 4	8 6	1 4 8
2 級	1 3	1 5	2	6 6	2	9 8
3 級	3	8	5	5 0	3 3	9 9
4 級	1	1 3	1	9 2	2 8	1 3 5
5 級	6	0	0	5 2	0	5 8
6 級	4	1 6	0	1 7	0	3 7
合 計	4 1	5 3	1 1	3 2 1	1 4 9	5 7 5

(平成 19 年度末現在)

知的障害のある人（等級別） (人)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
A	3 2	3 5	5 2	5 7	5 6
B	3 6	4 1	5 9	6 3	6 5
合 計	6 8	7 6	1 1 1	1 2 0	1 2 1

(各年度末現在)

精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳所持者数） (人)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
蔵王町	3 2	3 8	3 8	3 4	3 2

(各年度末現在)

精神障害者医療費公費負担受給者 (人)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
蔵王町	6 9	1 4 5	1 1 1	1 0 8	1 1 0

(各年度末現在)

7 障害程度区分と支給決定の状況及び受給者証の所持者数

障害程度区分別の認定者数

障害自立支援法の施行により、支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障害のある人の心身の状態を総合的に表す「障害程度区分」の制度が導入されています。

この障害程度区分による認定動向をみると、障害福祉サービスを利用するにあたり障害程度区分の認定を受けた方は、新体系が始まった平成 18 年 10 月 1 日現在では、26 人でしたが、平成 21 年 2 月では、44 人と約 1.7 倍に増加しております。

障害程度区分別では「区分 2」が 12 人、「区分 3」が 8 人であり、全体の約 5 割を、この層が占める構成となっております。

障害種別にみると、知的障害のある人の認定者が多く、27 人で全体の 61%を占め、身体障害のある人は 12 人、精神障害のある人は 5 人という状況です。

障害程度区分認定者数 (人)

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合 計
身 体	2	2	1	1	2	4	12
知 的	2	9	6	4	4	2	27
精 神	3	1	1	0	0	0	5
合 計	7	12	8	5	6	6	44

(平成 21 年 2 月 28 日現在)

障害のある児童の障害程度区分の状況

障害のある児童については、障害の種類や程度の把握のために、5 領域 10 項目の調査を行い、それに基づき障害児程度区分を決定し、サービスを支給しております。

障害のある児童の障害程度区分別数 (人)

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合 計
児 童	1	0	0	0	1	0	2

(平成 21 年 2 月 28 日現在)

障害福祉サービス及び自立支援医療受給者証の所持者数

受給者証の所持者数は、障害福祉サービス(介護給付、訓練等給付)と自立支援医療とあわせて、平成 21 年 2 月では 227 人(重複あり)となっております。障害福祉サービスの受給者証の所持者数は、82 人で、障害種別で知的障害者が 55 人で 67%となっております。自立支援医療受給者証の所持者数は、145 人で、障害種別では、身体障害者 32 人、精神障害者 113 人という状況です。

受給者証の所持者数 (人)

	障害福祉サービス受給者	自立支援医療	合 計
身 体	19	32	51
知 的	55	0	55
精 神	5	113	118
児 童	3	0	3
合 計	82	145	227

(平成 21 年 2 月 28 日現在)

第2章 平成23年度の目標値の設定

障害のある人等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応するため、現行の福祉サービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次に掲げる事項について、数値目標を設定します。

なお、本計画においては、国及び宮城県の基本指針で設定した数値目標に基づき数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

平成23年度末までに、第1期障害福祉計画作成時点の施設入所者数の1割以上が地域生活に移行することを旨とするとともに、平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じた目標を設定する。

平成21年2月現在の地域生活移行者は2人となっています。第1期計画策定時に見込んだ5人の削減目標が達成されていないため、引き続き第1期計画の目標値の達成に向けて取り組むものとします。

〔施設入所者の地域生活への移行・目標値〕

項目	数値	備考
施設入所者数 (第1期計画策定時点)	28人	平成17年10月1日現在の入所者数
【実績値】	2人	平成21年2月28日現在の地域移行者数
【目標値】 地域生活移行目標数	5人 18%	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ地域移行見込者数 地域生活移行目標数 / 施設入所者数 (%)
【目標値】 入所者数の削減目標数	3人 11%	平成23年度末段階での削減見込数 入所者数の削減目標数 / 施設入所者数 (%)

2 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

【国の基本指針】

平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の解消を目指し、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定する。

また、県では市町村と協働して「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を実施して、退院可能精神障害者の地域生活への移行を促進する。

現在の退院可能な精神に障害のある人10人について、平成23年度末までに3人が地域で暮らすことを目指します。

〔入院中の退院可能な精神障害のある人の減少目標値〕

項目	数値	備考
現在	10人	現在の退院可能な精神障害のある人の人数
【目標値】 地域生活移行目標数	3人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す人数

3 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

第 1 期障害福祉計画作成時点の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることを旨し、平成 23 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 23 年度中に一般就労に移行する人を、現在の 4 倍以上とすることを旨します。

平成 23 年度までに現時点の福祉施設の利用者のうち、2 割以上の人々が就労移行支援事業を利用することを旨します。さらに、平成 23 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は A 型を利用することを旨します。

また、県では「工賃倍増 5 ヶ年計画」を策定しており、福祉施設等における障害のある人の雇用の確保や官公需に係る福祉施設の受注機会（物品の購入、役務の提供など）の拡大について一層の推進を図ります。

〔福祉施設から一般就労への移行・目標値〕

項目	数値	備考
現在の年間 一般就労移行者数	0 人	平成 17 年度において施設を退所し、一般就労した人の人数
【目標値】 目標年度の年間 一般就労移行者数	1 人	平成 23 年度において施設を退所し、一般就労する人の人数

第3章 障害福祉サービス及び指定相談支援の見込量及び見込量確保のための方策について

1 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の各サービスがあります。

居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動中の介護を総合的に提供します。

行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を提供します。

重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障害のある人に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等を包括的に提供します。

【サービスの利用状況】

訪問系サービスの利用については年々伸びていることから、平成19年度までの実績等をもとに下記のとおり見込量を設定します。

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援サービス見込量

区 分	第1期 実績値			第2期 目標値		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利 用 量（時間/月）	61	77	142	150	157	164
実利用人数（人/月）	8	10	11	11	12	13

（実績見込）

【見込量確保のための方策】

増加が見込まれる訪問系サービスについては、必要とされるサービス量の提供体制の確保のために、ヘルパー等の担い手の育成を事業者に働きかけるとともに、介護保険制度におけるサービス提供事業者に対しての新規の参入を働きかけていくことに努めます。

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所の各サービスがあります。

生活介護

常時介護を必要とする障害のある人で、主に昼間に障害者支援施設で入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

常時介護の支援が必要な人で、障害程度が区分 3 以上、50 歳以上の場合は区分 2 以上の人が対象となります。また、障害者支援施設に入所する場合は、区分 4 以上、50 歳以上の場合は、区分 3 以上の人が対象となります。

【サービスの利用状況】

旧体系施設の入所施設や通所施設からの新体系サービスへ移行する事業所の移行予定と平成 19 年度までの実績を考慮して、下記のとおり見込量を設定します。

生活介護サービス見込量

区 分	第 1 期 実績値			第 2 期 目標値		
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
利 用 量 (人日 / 月)	2 1	2 9	4 3	8 8	8 8	1 9 8
実利用人数 (人 / 月)	1	1	2	4	4	9

(実績見込)

【見込量確保のための方策】

生活介護事業所の確保を目指し、既存施設の新体系サービスへの円滑な移行を促進します。

自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体能力、生活能力の維持、向上等のため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練を提供します。

【サービスの利用状況】

第 1 期計画において目標値を見込んでおらずに、実績が上がらなかったため、第 1 期計画同様に目標値を見込まないこととしました。

自立訓練（機能訓練）サービス見込量

区 分	第 1 期 実績値			第 2 期 目標値		
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
利 用 量 (人日 / 月)	0	0	0	0	0	0
実利用人数 (人 / 月)	0	0	0	0	0	0

自立訓練（生活訓練）

知的障害、精神障害のある人の生活能力の維持、向上等のため、食事や家事など日常生活能力を向上するための訓練を提供します。

【サービスの利用状況】

第1期計画において目標値を見込んでおらずに、実績が上がらなかったため、第1期計画同様に目標値を見込まないこととしました。

自立訓練（生活訓練）サービス見込量

区 分	第1期 実績値			第2期 目標値		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利 用 量（人日/月）	0	0	0	0	0	0
実利用人数（人/月）	0	0	0	0	0	0

（実績見込）

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害のある人に対して、一定期間においては就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

【サービスの利用状況】

第1期計画において利用者を見込んでおりませんでした。旧制度事業所の移行に伴い、平成20年度から利用がみられ、今後も利用が増加していくものと想定し、下記のとおり見込量を設定します。

就労移行支援サービス見込量

区 分	第1期 実績値			第2期 目標値		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利 用 量（人日/月）	0	0	21	66	88	110
実利用人数（人/月）	0	0	1	3	4	5

（実績見込）

【見込量確保のための方策】

各年度のサービスの必要量が確保されるよう、就労移行支援事業所を確保する必要がある、関係機関と調整、連携し、当該サービスへの参入や移行を促進し、必要なサービスを提供できる体制を目指します。

就労継続支援（A型）雇用型

就労移行支援事業等を利用したものの、一般企業の雇用に結びつかなかった人等に対して、雇用契約等に基づく就労機会を提供したり、一般就労に必要な知識、能力が高まった人については、一般就労への移行に向けての支援を提供します。

【サービスの利用状況及び見込量確保のための方策】

第1期計画において利用を見込んでおらずに、実績もありませんでした。事業所の確保が見込まれないため、第2期計画においても目標値を見込んでいませんが、利用ニーズの把握に努め、適切な対応を図っていきます。

就労継続支援（A型）サービス見込量

区 分	第1期 実績値			第2期 目標値		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利 用 量（人日/月）	0	0	0	0	0	0
実利用人数（人/月）	0	0	0	0	0	0

（実績見込）

就労継続支援（B型）非雇用型

就労移行支援事業等を利用したものの、一般企業の雇用に結びつかなかった人や一定年齢に達している人等に対して、雇用契約を結ばない就労機会等を提供したり、知識、能力が高まった人については、就労への移行に向けての支援を提供します。

【サービスの利用状況】

事業所が旧制度から移行するケースが多くみられたことから、利用者数が目標値を上回り、今後もサービス量、サービス利用人数とともに増加傾向にあることから、利用が増加していくものと想定し、下記のとおり見込量を設定します。

就労継続支援（B型）サービス見込量

区 分	第1期 実績値			第2期 目標値		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利 用 量（人日/月）	31	92	314	374	396	418
実利用人数（人/月）	1	5	15	17	18	19

（実績見込）

【見込量確保のための方策】

各年度のサービスの必要量が確保されるよう、就労継続支援（B型）事業所を確保する必要があり、当該サービスへの参入や移行を促進し、必要なサービスを提供できる体制を目指します。

療養介護

医療と常時介護を必要とする障害程度区分が5以上の重度の障害者がある人に対して、主に昼間に病院や施設で機能訓練、療育上の管理、看護、医学的管理の下、介護や日常生活上の世話等を提供します。

【サービスの利用状況及び見込量確保のための方策】

第1期計画において1名の利用者を見込んでいたが、利用はありませんでした。第2期計画においても療養介護対象者の利用者があるものと想定して、下記のとおり見込量を設定します。

療養介護サービス見込量

区 分	第1期 実績値			第2期 目標値		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
実利用人数(人/月)	0	0	0	1	1	1

(実績見込)

児童デイサービス

障害のある児童に対して、肢体不自由施設等に通って、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を提供します。

【サービスの利用状況】

平成19年度より1名の児童が利用しており、今後も利用が見込まれることから下記のとおり見込量を設定します。

児童デイサービス・サービス見込量

区 分	第1期 実績値			第2期 目標値		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利 用 量(人日/月)	0	2	15	16	16	16
実利用人数(人/月)	0	1	1	1	1	1

(実績見込)

【見込量確保のための方策】

今後も事業者に適切な指導や運営面での支援を行い、サービスの充実に努めます。

短期入所（ショートステイ）

居宅で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

【サービスの利用状況】

第1期計画の目標値を下回る結果となっており利用者は横ばいです。今後、利用者が増加することを想定し、下記のとおり見込量を設定します。

短期入所サービス見込量

区 分	第1期 実績値			第2期 目標値		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利 用 量（人日/月）	14	22	22	28	56	84
実利用人数（人/月）	1	1	1	2	4	6

（実績見込）

【見込量確保のための方策】

今後も受け入れ施設の確保及び緊急時における受け入れ体制の充実に努め、適切なサービス提供を図ります。

3 居宅系サービス

居宅系サービスには、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援の各サービスがあります。

共同生活援助（グループホーム）

日中、就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的障害、精神障害の人に対して、主として夜間において、共同生活を行う住居で、相談その他日常生活上の援助を行います。

共同生活介護（ケアホーム）

日中、就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的障害、精神障害の人に対して、主として夜間において、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、又は食事の介護を行います。

【サービスの利用状況】

第1期計画の利用者数については、ほぼ見込みどおりの人数となっております。利用実績から今後も緩やかに増加していくものと想定し、下記のとおり見込量を設定します。

共同生活援助・共同生活介護サービス見込量

区 分	第1期 実績値			第2期 目標値		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
実利用人数（人/月）	12	13	14	16	18	20

（実績見込）

【見込量確保のための方策】

今後も需要の増加が見込まれることから、社会福祉法人等に対してグループホーム、ケアホームの新規開設を促し、必要なサービスを提供できる体制を推進します。

施設入所支援

施設に入所している障害のある人に対して、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

【サービスの利用状況及び見込量確保のための方策】

第1期計画の利用者数については、ほぼ見込みどおりの人数となっております。今後も旧法施設の移行計画等を勘案し、下記のとおり見込量を設定します。

施設入所支援サービス見込量

区 分	第1期 実績値			第2期 目標値		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
実利用人数（人/月）	0	1	1	3	3	8

4 指定相談支援

指定相談支援（サービス利用計画作成）

利用者及び家族の希望や置かれている状況等を踏まえ、福祉サービス等の利用に関する計画（サービス利用計画）を作成するとともに、各サービスの実施状況を把握し、福祉サービス事業者等と連絡調整を行う事業です。サービス利用計画の作成やその後の相談、支援は主に相談支援専門員が行います。

【サービスの利用状況及び見込量確保のための方策】

第1期計画期間において利用を見込んでいましたが、実績はありませんでした。事業所の確保が見込まれないため、第2期計画においても目標値を下記のとおり見込みましたが、利用ニーズの把握に努め、適切な対応を図っていきます。

指定相談支援サービス見込量

区 分	第1期 実績値			第2期 目標値		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
実利用人数（人/月）	0	0	0	1	1	1

（実績見込）

障害福祉計画のサービス見込量 集計表

新体系サービス

(1月当たりの見込量)

区 分	単 位		第 1 期 実績値			第 2 期 目標値		
			18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用量	時間分	6 1	7 7	1 4 2	1 5 0	1 5 7	1 6 4
	実利用人数	人分	8	1 0	1 1	1 1	1 2	1 3
生活介護	利用量	人日分	2 1	2 9	4 3	8 8	8 8	1 9 8
	実利用人数	人分	1	1	2	4	4	9
自立訓練（機能訓練）	利用量	人日分	0	0	0	0	0	0
	実利用人数	人分	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用量	人日分	0	0	0	0	0	0
	実利用人数	人分	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	利用量	人日分	0	0	2 1	6 6	8 8	1 1 0
	実利用人数	人分	0	0	1	3	4	5
就労継続支援（A型）	利用量	人日分	0	0	0	0	0	0
	実利用人数	人分	0	0	0	0	0	0
就労継続支援（B型）	利用量	人日分	3 1	9 2	3 1 4	3 7 4	3 9 6	4 1 8
	実利用人数	人分	1	5	1 5	1 7	1 8	1 9
療養介護	実利用人数	人分	0	0	0	1	1	1
児童デイサービス	利用量	人日分	0	2	1 5	1 6	1 6	1 6
	実利用人数	人分	0	1	1	1	1	1
短期入所	利用量	人日分	1 4	2 2	2 2	2 8	5 6	8 4
	実利用人数	人分	1	1	1	2	4	6
共同生活援助 共同生活介護	実利用人数	人分	1 2	1 3	1 4	1 6	1 8	2 0
施設入所支援	実利用人数	人分	0	1	1	3	3	8
指定相談支援	実利用人数	人分	0	0	0	1	1	1

旧体系サービス

(1月当たりの見込量)

区 分	単 位		第 1 期 実績値			第 2 期 目標値		
			18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
日中活動系								
旧入所サービス	利用量	人日分	7 6 7	6 7 9	6 5 8	4 6 2	4 6 2	3 3 0
	実利用人数	人分	2 5	2 3	2 2	2 1	2 1	1 5
旧通所サービス	利用量	人日分	5 4 5	4 7 1	1 7 7	1 9 8	1 9 8	1 7 6
	実利用人数	人分	2 6	2 5	9	9	9	8
居住系								
旧入所サービス	実利用人数	人分	2 5	2 3	2 2	2 1	2 1	1 5

第4章 地域生活支援事業の見込量及び見込量確保のための方策について

地域生活支援事業

障害のある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、障害のある人やその保護者等の福祉の増進を図ります。地域生活支援事業には、5つの必須事業（相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター）とその他の任意事業（更生訓練費給付事業、日中一時支援事業）があり、本町では次に掲げる事業を実施しています。

1 相談支援事業

障害のある人やその介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援するものです。

【現状と実績】

障害者相談支援事業については、平成20年度に事業所が1箇所減少しています。相談支援事業は「県南生活サポートセンター アサンテ」に委託しております。

地域自立支援協議会については、平成20年度に仙南圏域において設置し、相談支援体制などの強化に向けた「仙南地域自立支援協議会」を設立し協議を開始いたしました。

相談支援事業サービス見込量

区 分		第1期 実績値			第2期 目標値		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
実施箇所数	障害者相談支援事業	2	2	1	1	1	1
	地域自立支援協議会			広域圏1	広域圏1	広域圏1	広域圏1

（実績見込）

【見込量確保のための方策】

相談支援事業の推進に当っては、現在委託している事業者と連携して継続的に実施し、事業の充実を図ります。

仙南圏域において協同で設置している「仙南地域自立支援協議会」で、地域における支援体制の問題点や課題等をもとに、障害のある人を相談支援するネットワークの充実を図るために、労働部会及び措置部会の二つの部会による協議等を行います。

また、障害のある人に対する虐待の早期発見、権利擁護の推進のため、相談支援事業所、自立支援協議会及び関係機関の連携により、障害のある人に対する虐待の未然防止等に努めます。

2 コミュニケーション支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業を実施し、他者との意思疎通の仲介を行います。

【現状と実績】

コミュニケーション支援事業については、2名の方が利用し、今後も継続的に利用が見込まれます。事業所は「宮城県ろうあ協会」に委託しております。

コミュニケーション支援事業の実績値と見込量

区 分	第1期 実績値			第2期 目標値		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利用人数(人/年)	1	1	2	2	2	2

(実績見込)

【見込量確保のための方策】

サービスを提供する手話通訳者、要約筆記者等の人材確保が重要であり、サービスに必要な人材育成を支援するほか、効果的、効率的な運用やサービスの提供を図ります。

3 日常生活用具給付等事業

重度の身体障害、知的障害、精神障害のある人に対して、日常生活が円滑に行われるように、日常生活用具を給付又は貸与し、自立した生活を促進します。

【現状と実績】

障害者自立支援法の施行に伴い、ストマ用装具等の排泄管理支援用具が捕装具から日常生活用具としての取扱いになったことにより、平成19年度からの利用が大幅に増加しています。

日常生活用具給付等事業の実績値と見込量

区 分	第1期 実績値			第2期 目標値		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
日常生活用具給付等事業 (件数/年)	33	79	73	76	78	81
介護・訓練支援用具	2	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	2	0	0	1	1	2
在宅療養等支援用具	0	1	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	3	1	1	2	2	2
排泄管理支援用具	26	76	70	70	72	74
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	0	0	0	1	1	1

(実績見込)

【見込量確保のための方策】

用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを定期的に行うなど、事業の拡充に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。

4 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人等に対して、生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に、移動を支援します。

【現状と実績】

移動支援事業については、利用者、利用時間ともに増加傾向にあります。移動支援事業は「白石陽光園ホームヘルプステーション ぽかぽか」に委託しております。

移動支援事業の実績値と見込量

区 分	第 1 期 実績値			第 2 期 目標値		
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
延利用量（時間／年）	1 2	6 2	3 4 0	3 4 0	4 0 0	4 4 0
利用人数（人／月）	2	2	6	6	7	8

（実績見込）

【見込量確保のための方策】

障害のある人が、社会の様々な分野に積極的に参加し、生きがいを持って生活できるよう、利用者の状況に応じた柔軟なサービスの提供ができるよう今後も移動支援の充実に努めます。

5 地域活動支援センター

創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行い、雇用、勤労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

地域活動支援センターの実績値と見込量

区 分	第 1 期 実績値			第 2 期 目標値		
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
実施箇所数	0	0	0	0	0	1
利用人数（人／月）	0	0	0	0	0	1 0

（実績見込）

【見込量確保のための方策】

地域活動支援センターは、障害のある人の創作的活動や生産活動の場、日中の生活の場、あるいは社会復帰の拠点としての機能を有していることから、事業実施に向けて福祉施設や関係機関と連携し実施体制の確保に努めます。

6 更生訓練費給付事業

身体障害者更生施設又は授産施設における更生訓練を行い、社会復帰の促進を図るため、更生訓練を完了した身体障害のある人に対し、更生訓練費の支給を行います。

【現状と実績及び見込量確保のための方策】

更生訓練費給付事業については、事業所が新体系サービスに移行し、利用者が減少しておりますが、利用等の動向を踏まえながらサービスの提供に努めます。

厚生訓練費給付事業の実績値と見込量

区 分	第 1 期 実績値			第 2 期 目標値		
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
利用人数（人 / 月）	2	1	1	1	1	1

（実績見込）

7 日中一時支援事業

日中において介護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な人に、日中における活動の場を提供するものです。

【現状と実績及び見込量確保のための方策】

日中一時支援事業については、利用者、利用時間ともに増加傾向にあります。日中一時支援事業は「白石陽光園地域生活援助センター ポレポレ」に委託しております。

日中一時支援事業の実績値と見込量

区 分	第 1 期 実績値			第 2 期 目標値		
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
延利用量（時間 / 年）	4 1 2	3 5 5	4 9 0	5 6 0	6 5 0	7 4 0
利用人数（人 / 月）	3	3	3	4	5	6

（実績見込）

地域生活支援事業のサービス見込量 集計表

必須事業

区 分	単位	第 1 期 実績値			第 2 期 目標値		
		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
相談支援事業		2	2	1	1	1	1
障害者相談支援事業	箇所	2	2	1	1	1	1
地域自立支援協議会	箇所			広域圏 1	広域圏 1	広域圏 1	広域圏 1
コミュニケーション支援事業	人 / 年	1	1	2	2	2	2
日常生活用具給付等事業	件数 / 年	3 3	7 9	7 3	7 6	7 8	8 1
介護・訓練支援用具	件数 / 年	2	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	件数 / 年	2	0	0	1	1	2
在宅療養等支援用具	件数 / 年	0	1	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件数 / 年	3	1	1	2	2	2
排泄管理支援用具	件数 / 年	2 6	7 6	7 0	7 0	7 2	7 4
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	件数 / 年	0	0	0	1	1	1
移動支援事業	時間 / 年	1 2	6 2	3 4 0	3 4 0	4 0 0	4 4 0
	人 / 月	2	2	6	6	7	8
地域活動支援センター	箇所	0	0	0	0	1	1
	人 / 月	0	0	0	0	1 0	1 1

任意事業

区 分	単位	第 1 期 実績値			第 2 期 目標値		
		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
更生訓練費給付事業	人 / 月	2	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	時間 / 年	4 1 2	3 5 5	4 9 0	5 6 0	6 5 0	7 4 0
	人 / 月	3	3	3	4	5	6

(実績見込)

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の周知

障害のある人もない人も共に暮らす地域の実現に向けて、障害に関する正しい理解と関心をさらに高めていく必要があります。

本計画について、町の広報誌やホームページ等により、町民に対して障害福祉計画の目的や事業の内容が理解されるよう周知に努めます。

また、必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めます。

2 県、広域圏との連携

障害福祉サービスの提供や就労支援等にあたっては、周辺自治体を含めた県内全域における調整とネットワーク化が必要となるため、宮城県、仙南圏域の市町との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、サービス提供事業者、関係機関、各団体等とも連携を密にし、協働して計画の推進に努めます。

3 庁内の連携体制

本計画を推進するにあたっては、障害のある人の就労支援や地域生活への移行支援など、福祉分野だけでなく、保健・医療をはじめ、人権、産業・雇用、教育、住宅など多様な分野との連携が必要となります。そのため、関係各課との連携、調整を図りながら計画を推進します。

4 地域での障害者理解を深めるための啓発と地域の力の活用

地域の住民や企業に対して、障害に対する正しい知識の普及啓発に努め、障害者理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

5 計画の評価・点検

本計画の評価については、各年度、計画に定める数値目標等の検証を行い、関係機関等への報告を行うとともに、課題事項については翌年以降の施策実施へと反映します。